

仕 様 書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、令和8年度国有農地草刈業務（兵庫県）（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、国（農林水産省）が所有し近畿農政局が管理する土地における草刈業務及び刈草等の適正な廃棄処分を目的とする。

(草刈を行う土地の表示)

第3条 本業務を行う対象の土地は、以下のとおりである。

不 動 産 の 表 示		地 目	地 積 (㎡)	備 考
番号	所 在 ・ 地 番	公 簿		
1	兵庫県姫路市 船津町字猿樂3318番	田	1,211	
2	兵庫県姫路市 船津町字猿樂3321番3	田	24	
3	兵庫県姫路市 夢前町護持字オケ140番1	田	345	
4	兵庫県姫路市 夢前町護持字オケ154番3	田	578	
5	兵庫県姫路市 夢前町護持字オケ155番1	田	451	
6	兵庫県赤穂市 新田字村前558番	田	591	
7	兵庫県三田市 八景町1299番	田	1,834	
8	兵庫県三田市 八景町1304番	田	1,884	
9	兵庫県三田市 八景町1305番	田	1,646	
10	兵庫県三田市 八景町1306番	田	99	
11	兵庫県三田市 八景町1307番	田	1,100	
12	兵庫県三田市 八景町1308番	田	1,785	
13	兵庫県丹波市 春日町国領1205番	田	1,127	
14	兵庫県丹波市 春日町国領1206番1	田	1,548	
15	兵庫県丹波市 春日町国領1206番2	畑	137	
16	兵庫県朝来市 和田山町筒江字アンノ下671番1	田	393	

17	兵庫県加東市 野村字北三間瀬 6 7 6 番 1	田	500	
18	兵庫県加東市 野村字北三間瀬 6 7 6 番 2	田	531	
19	兵庫県加東市 野村字神子ノ芝 7 8 4 番 1	田	397	
20	兵庫県加東市 野村字神子ノ芝 7 8 5 番	田	450	
21	兵庫県神崎郡市川町 鶴居字正方 1 0 6 6 番 1	畑	1,062	
計 2 1 筆			17,693	

(業務内容)

第4条 本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 雑草等の除去・集草
対象地にある雑草の除去等を行うこと。
- (2) 廃棄物の運搬・処分
本業務における草刈りで発生した刈草及び既に刈り取っている刈草等を集積・搬出し、適正に廃棄処分を行うこと。
ただし、農地管理の一環として、刈草を機械により農地にすき込むことについては、監督職員に申し出たうえで作業をすることを妨げない。その場合はすき込み作業中の写真も提出すること。
- (3) 不法使用等見受けられた際は、監督職員に報告すること。
- (4) 対象地での作業は午前7時以降とし、午後18時若しくは日没後のいずれか早い時間までに写真撮影を含め終了すること。

(実施期間)

第5条 契約締結日から令和8年9月28日までに実施すること。

(契約期間)

第6条 契約締結日から令和8年9月28日までとする。

(完了報告)

第7条 本業務の報告資料は、次のとおりとする。

- (1) 業務完了通知書 1部
- (2) 業務写真（着工前、業務中、完了後） 1部

(支払期限)

第8条 発注者は受注者から適法な支払請求書を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。

(一括再委託等の禁止)

第9条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(環境負荷低減の取組)

第10条 環境配慮のチェック・要件化

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- | |
|--|
| ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。 |
|--|

(その他)

第11条

- (1) 草刈り作業時や収集及び運搬の際は、対象地内に草刈作業に利用する小型特殊自動車（トラクター等）以外の自動車を侵入させないこと。
- (2) 本業務の実施による公道の汚損及び損傷、あるいは、第三者に被害を及ぼす行為を厳に行わないこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本業務の実施について、疑義が生じたときは担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 写真撮影が指示されているものは、写真画面に撮影日付を表示することとし、業務写真（着工前、業務中、完了後）は同じアングルで撮影すること。